

令和6年度第1回瀬戸市水道事業経営審議会 結果

1 開催日時	令和6年8月1日（木） 午後3時6分から午後4時38分まで
2 会場	瀬戸市役所 北庁舎4階 庁議室
3 出席者	委員 4名 瀬戸市自治連合会 会長、瀬戸市社会福祉協議会 会長、 瀬戸消費生活クラブ生活学校 会長、愛知工業大学 教授 事務局 6名 都市整備部長、水道課長、浄水場管理事務所長、水道課課長補佐、 水道課専門員、水道課管理係長
4 欠席者	瀬戸商工会議所女性会 会長、中京大学 准教授
5 会長等の選出	互選により愛知工業大学教授を会長、中京大学准教授を副会長に選出
6 議事	(1) 水道事業の概要 (2) 水道事業の現状分析 (3) 適正な水道料金について
7 その他	瀬戸市水道事業経営戦略（改定版）について
8 委員からの意見及び質問、それに対する回答	■「議事(1) 水道事業の概要」「議事(2) 水道事業の現状分析」 〔事務局からの説明〕 ・令和5年度決算はマイナスの1億4221万円で、令和4年度決算から引き続き赤字の状況となった。赤字の要因として、給水収益の減少、公道漏水等の緊急修繕工事の増加、老朽化施設更新に伴う減価償却費の増加があげられる。（事務局） ・2つの経営目標のうち「利益水準」は、「企業債（借金）に頼らず、中長期計画（概ね10年）に要する資金が調達できる利益を確保する」ことを達成水準としているが、令和5年度決算は前年度に引き続き赤字の状況となった。（事務局） ・もう一つの経営目標「管路更新率」は、達成水準を「年平均1％」しているが、令和5年度は0.26％という結果であった。理由として、令和5年度に発注した工事で令和6年度に繰り越したものが発生したこと、工事発注時期を平準化する目的で年度をまたぐ形での発注となる債務負担行為を活用したことがあり、参考数値となるが、これらの工事状況を反映した管路更新率は0.64％となる。（事務局） ・令和6年4月1日時点の水道料金について、全国の類似団体及び県内団体との比較をした結果、どちらも全体の中位に位置している状況にある。（事務局） 〔掲載資料・データ〕 ・経営目標の「管路更新率」の説明にあった債務負担行為の活用は初めての取組みなのか。今後のモニタリング時に比較しやすいよう見せ方の工夫を考えてほしい。（委員） （回答）令和5年度からの取組みであり、モニタリング時の見せ方も考える。（事務局） ・水道料金の県内団体比較で、金額の低い団体はどのような理由があるのか。（委員） （回答）近隣の水源地や地下水の活用により浄水費用が安価になることや、人口密度が高く配水業務が効率的に行われていることなどが想定される。（事務局） ・資料9ページにある「人口減・世帯増」の傾向の背景について教えてほしい。（委員） （回答）総人口が減少する中での社会増が主な原因であり、少人数世帯が増えてきた

ものと思われるが、瀬戸市の令和6年4月1日の人口は社会減となっており、世帯増は落ち着くものと想定される。(事務局)

- ・管路更新率が目標に達していないが、瀬戸市の管路耐震性はどのような状況か。(委員)

(回答) 耐震管は管全体の約10%となっているが、強固な地盤に布設された旧タイプ(DCIPK型)水道管を含める耐震適合率は約70%となっている。(事務局)

- ・水道料金が税金で賄われているという認識がある人が多いと思う。独立採算であることや現行の水道料金の安さを他団体との比較を踏まえて周知し、併せて費用の必要性も伝えて、料金の値上がりに対する理解を促してもらいたい。(委員)

(回答) 今年度から市の広報にチラシを折り込み、配付する予定である。(事務局)

- ・チラシ以外に自治会や各団体の会合や催事での周知も行った方が良い。(委員)

(回答) そのような機会があれば、協力を依頼することも考えていく。(事務局)

- ・検針時にチラシを配付することも可能ではないか。(委員)

(回答) 検針員によるチラシの持ち運びで難しい点がある。(事務局)

■「議事(3) 適正な水道料金について」

[事務局からの説明]

- ・今年2月の審議会への諮問に基づき、令和6年度中に適正な水道料金を料金水準、料金体系、改定時期の3項目を中心にまとめ、令和7年度はじめに答申、令和7年9月議会に議案上程、令和8年4月に料金改定施行というスケジュール案としている。(事務局)

- ・今回、審議していただきたい内容は、料金水準と改定時期の2点である。(事務局)

- ・料金水準の設定(資料P.36、37)は、改定施行案にある令和8年度を起点とし、令和12年度までの5か年度で必要となる費用を算出し、その費用を賄う収入について、現行水道料金では足りない部分を料金改定で補う考えに基づき案を作成している。(事務局)

- ・料金水準設定において重要な点として、資産維持費の考え方(案)(資料P.37)の選択にあることを念頭に審議を進めていただきたい。(事務局)

- ・資産維持費の考え方に示した各案のポイントは以下のとおりである。(事務局)

案①…水道料金算定要領(日本水道協会作成)に基づき、償却資産に3%を乗ずるもの

案②…瀬戸市水道事業経営戦略(改定版)に基づき、震災等で1年間給水収益がなかったとしても日々の運営は行えるよう資産維持費を算出したもの

案③…案②の給水収益がない期間を1年から半年に短縮し、資産維持費を算出したもの

案④…近隣市と同等の水道料金となるような改定率を設定したもの

- ・改定率に示した数値は平均としてのものであり、料金設定や使用水量によっては数値が上下する利用者が出てくることを理解していただきたい。(事務局)

[掲載資料・データ]

- ・ランニングコスト以外に資産維持費を用意しておかないと、震災時の対応もできなくなってくるため一定の金額を設定する必要性は理解できる。(委員)

- ・案①は日本水道協会が十年以上前に策定した要領に基づくものであり、地域差の補正もされていない。(委員)

- ・案①の水準は昨今の物価上昇を考えれば妥当だが、費用増の感は大きい。(委員)

- ・案②は審議会で議論して経営戦略改定版に反映した資産維持費の財源となる内部留保を確保するためのものであり妥当な内容だと思う。案③は案②の半額にしたものであり、設定根拠が不明確である。(委員)

- ・案②は経営目標に掲げる「管路更新率年平均１％」を達成するのに必要な経費を費用として計上している。（事務局）
- ・案②は経営戦略改定版に基づくものであり、５か年で必要とする費用を毎年度の決算状況を踏まえて検証した結果を反映しやすい点で優位性がある。（委員）
- ・案③は内部留保の額を半分とする根拠に妥当性がない。（委員）
- ・案④は近隣団体との比較により設定されているが、審議会としては事業運営の必要性に基づく内容で考える必要があるのではないか。（委員）
- ・近隣団体との比較により必要な費用を考慮する考え方に根拠がない。（委員）
- ・瀬戸市では２０年以上料金改定が行われていないため、料金改定率がある程度高くても理解いただけるのではないか。（委員）
- ・５０％を超える改定率では感覚的に高いと思えるが、今回の改定率を低くして、すぐに同様の料金改定を続けるような考え方は避けるべきである。安全性を買うということを理解してもらうことが大切。（委員）
- ・委員からの意見を踏まえ、審議会としては案②の資産維持費の考え方に基づき、次回、料金体系案を審議していくこととしてよいか伺う。（会長から委員に対して）
→「異議なし」と委員からの確認が完了。
- ・次回の審議会では案②の資産維持費の考え方による料金体系案を提示することとする。（事務局）

■「その他 瀬戸市水道事業経営戦略（改定版）について」

〔事務局からの説明〕

- ・令和６年３月の審議会で提示した瀬戸市水道事業経営戦略（改定版）（案）について、最新データや数値の精査により掲載内容の修正があった部分を報告。

９ 次回以降の進め方と日程

- ・水道料金改定に関する諮問に関する議論を開始する。
- ・次回開催は令和６年１０月頃を予定。

以上